

い 第 03024 号
令和 2 年 6 月 30 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様
一関市監査委員 佐 藤 重 様
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 5 月 21 日付け監第 02010 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

いきがづくり課定期監査

（令和 2 年 3 月 17 日実施）

監査の結果	措置状況等 （措置の状況を具体的に記載のこと）
<p>【注意事項】 行政財産使用料の光熱水費収入について、督促状を発付していないものが見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1)改善・是正の状況 指摘後の納付書発行に合わせて督促状を発付した（3月） ※光熱水費及び督促手数料収納済</p> <p>(2)事の原因 口頭による督促を行っていたが、文書での督促状を発していなかったため。</p> <p>(3)今後の再発防止策の内容 今後は、一関市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に則り、適切に督促状を発する。</p>